

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○救急医療機関の認定 (医療整備課) 一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 一

○認証食品の認証 (食産業振興課) 一

○飼料試験結果の公表 (畜産課) 二

○保安林の指定施業要件の変更の予定 (森林整備課) 三

○証紙売りさばき人の指定 (会計課) 四

公 告

○県営土地改良事業計画の変更 (農村振興課) 四

○開発行為に関する工事の完了 (二件) (建築宅地課) 四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (二件) (警察本部会計課) 四

収用委員会

○山元都市計画新坂元駅周辺地区一号事件 五

○山元都市計画新坂元駅周辺地区二号事件 五

告 示

○宮城県告示第八百十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十六年十月七日

ページ

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
女川町地域医療センター 1	牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切 山五十一-1-16	平成二十六年十月一日	平成二十九年九月三十日

○宮城県告示第八百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十六年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一〇二〇〇五六-一	アリスサポート石巻一巻市蛇田字下谷地一番地六	同行援護	アリスサポート株式会社	平成二十六年九月三十日

○宮城県告示第八百二十一号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十六年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品 目	申請者の氏名又は名称	製造業者の名称又は屋号	製造所等の所在地
二〇二二	焼きのり	株式会社渡辺海苔店 代表取締役社長 渡邊与志政	株式会社渡辺海苔店 志津川第一工場	本吉郡南三陸町志津川字沼田一五〇-1-32
二〇二一	蒸し・ゆで魚介藻類	有限会社いかや 代表取締役 阿部秀次	有限会社いかや	牡鹿郡女川町旭が丘二-1-1
二〇二〇	焼き魚介類	有限会社いかや 代表取締役 阿部秀次	有限会社いかや	牡鹿郡女川町旭が丘二-1-1

二 認証年月日

平成二十六年九月二十九日

〇高城県告示第八百二十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十六年七月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十六年十月七日

宮城県知事 村 井 肇 昭

安全性に関する検査

平成26年7月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年(月)	試験項目	違反の有無及び違反の内容
石巻魚糧工業株式会社 石巻市	同左	魚粉	イナホ・フイツシユミール	63	重金属-鉛, 水銀, カドミウム	無
	同左	魚粉	イナホ・フイツシユミール	65	重金属-鉛, 水銀, カドミウム	無

栄養成分に関する検査

平成26年7月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年(月)	試験結果の概要										違反の内容		
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	りん %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	ペプト消化率 %	TDN %		ME kcal/kg	その他検査
石巻飼料株式会社 石巻市	同左	アミノサブリPIS	H26.7	38.59	3.09	0.494	0.712	5.39	5.59							無
	同左	全畜産和牛繁殖用みどり	H26.7	16.25	2.59	1.455	0.629	10.28	8.57							無
	同左	和牛肥育用飼料ばく	H26.7	13.44	2.79	0.240	0.650	4.66	3.41							無
清水港飼料株式会社 石巻市	同左	肉牛肥育用	H26.7	13.44	2.96	1.290	1.270	4.75	5.78							無
	同左	レイヤー17	H26.7	17.75	6.40	5.036	0.676	4.20	12.22							無

JA全農北日本くみあい飼料株式会社石巻工場 石巻市	同左	ビクトリーグローブ90	H26.7	16.81	5.15	0.597	0.725	4.23	6.28										無
くみあい配合飼料かあーちやん10 まご工房	同左	H26.7	17.41	2.86	0.963	1.202	6.27	6.97											無
伊藤忠飼料株式会社石巻工場 石巻市	同左	イトチュウ すこやかラクナイ	H26.7	26.72	21.25	1.413	0.949	0.30	7.39										無
石巻魚糧工業株式会社 石巻市	同左	イナホ・フイツシュミール63 イナホ・フイツシュミール65	H26.5 H26.7	64.6 67.4					18.3 18.7										無 無

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「◎」を付けている。

○宮城県告示第八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大郷町川内字中峠山八二の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大郷町大松沢字法堂撫山宅地七〇の二、字内ノ越二、二の二

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林

整備課) 及び大郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第八百二十四号

証紙条例(昭和三十九年宮城県条例第二十二号)第五条第一項第二号の規定により、証紙売りさばき人として次のとおり指定した。

平成二十六年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

株式会社 浦谷自動車学校	売りさばき人	代表者	指定年月日
石川 欽一	代表取締役	遠田郡浦谷町字北田九十四番地	平成二十六年十月一日

公 告

○県宮石森地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))計画の一部を変更するため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により次の事項を公告する。

平成二十六年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

記

一 変更後の事業計画の概要
別冊のとおり

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年十月七日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大衡村大衡字大童四番一、同字小香掛六十二番十

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
黒川郡大和町吉岡字糸繰一六番地の二
有限会社大和電工

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
多賀城市笠神二丁目百三十三番二、百三十四番、百三十五番一及び百三十六番二十三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
愛知県稲沢市天池五反田町一番地

株式会社サークルKサンクス

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 インターネット用端末装置賃貸借 一式
二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年八月四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社中松商会仙台営業所 仙台市若林区舟丁十六番地

五 落札金額 四千五百十万八百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年六月二十四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十六年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 プリンター賃貸借 一式
二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年八月八日
四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 八百十五万八千三百二十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

収用委員会

七 入札の公告を行った日 平成二十六年六月二十四日

○宮城県収用委員会告示第十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成二十六年十月七日

宮城県収用委員会

一 起業者の名称 山元町

二 事業の種類（名称） 山元都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（新坂元駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 宮城県亶理郡山元町坂元字町東地内

地番	地目		地積		収用しようとする面積
	登記簿	現況	登記簿	実測	
一一八番二田	畑		二二二平方メートル	二三一・四〇平方メートル	二三一・四〇平方メートル

四 土地所有者の氏名及び住所

阿部正明 宮城県亶理郡山元町坂元字館下六三番地

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類

権利の種類及び存否 不明

ただし、耕作に係る権利を主張する者

岩佐宣久 宮城県亶理郡山元町坂元字町一六番地

六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十六年九月二十九日

○宮城県収用委員会告示第十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成二十六年十月七日

宮城県収用委員会

一 起業者の名称 山元町

二 事業の種類（名称） 山元都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（新坂元駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 宮城県亶理郡山元町坂元字町東地内

地番	地目		地積		収用しようとする面積
	登記簿	現況	登記簿	実測	
一一九番三田	畑		二〇五平方メートル	二〇五・一六平方メートル	二〇五・一六平方メートル
一一九番一田	畑		九五平方メートル	九五・三二平方メートル	九五・三二平方メートル

四 土地所有者の氏名及び住所

岩佐宣久 宮城県亶理郡山元町坂元字町一六番地

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十六年九月二十九日